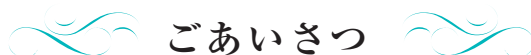


お客さま 各位

ガスの小売全面自由化 及び 契約条件の一部変更 に関するお知らせ



日頃は上田ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 4 月 1 日からの「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の部分的施行に伴い、都市ガスをお使いのすべてのお客様が都市ガスの購入先を自由に選択できる制度となります。

この制度は天然ガスの安定供給の確保と利用方法の拡大、料金メニューの多様化、小売サービスの向上等を目的とし、電力完全自由化からは 1 年遅れて開始されます。

今のところ弊社の現供給区域において弊社以外の都市ガスの小売事業者の新規参入登録及び販売は予定されておりませんが、弊社では今後もお客様に安全で安定的に、安心して都市ガスをお使いいただけるよう努力してまいりますので、引き続き上田ガスをご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

◎都市ガス小売の全面自由化について

- ・これまで都市ガス会社は、一部の大口契約を除き経済産業大臣または経済産業局長の認可を受け（または届け出て）ガス料金等の契約条件を設定しておりましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- ・今後、弊社の現供給区域に、新規に都市ガスの小売事業者（以下、「ガス小売事業者」といいます）の登録があり、そのガス小売事業者が都市ガスの小売事業を行おうとする場合、ガス事業法並びに弊社の設定した条件に合えば、お客様は上田ガスの敷設したガス導管を使ってガス小売事業者から都市ガスを購入することができるようになります。これを託送供給といい、弊社のガス小売事業により供給する都市ガスも弊社導管部門が管理するガス導管を用いた託送供給となります。
- ・自由化に伴い、弊社を含むガス小売事業者がお客様の都市ガスの契約場所を特定できる番号として「供給地点特定番号」を設定いたします。「供給地点特定番号」は 4 月以降、毎月の検針時に検針票でお知らせいたします。

お問い合わせは——



上田ガス株式会社

TEL 0268-22-0454

<http://www.uedagas.co.jp/>

受付時間 / 8:30 ~ 17:00
(緊急時対応は 24 時間受付)

(ご参考) ご契約内容の概要について

ガス料金の変更はありません

■一般契約料金（ガス小売供給約款）

消費税等相当額を含みます。

45MJ

	適用区分使用量	基本料金	基準単位料金
料金表 A	0㎡～23㎡まで	777.60 円	123.39 円
料金表 B	24㎡～232㎡まで	950.40 円	115.88 円
料金表 C	233㎡～	2,129.76 円	110.80 円

■家庭用コージェネレーション契約料金（ガス小売選択約款）

消費税等相当額を含みます。

45MJ

	適用区分使用量	基本料金	基準単位料金
料金表 A	0㎡～23㎡まで	777.60 円	123.39 円
料金表 B	24㎡～232㎡まで	950.40 円	115.88 円
料金表 C	233㎡～	2,129.76 円	110.80 円

エネファーム、エコウィルをご使用のお客様

一般契約料金に対し 5% 割引いたします。

■小型空調契約料金（ガス小売選択約款）

消費税等相当額を含みます。

45MJ

	基本料金	基準単位料金	
		冬期（12月～3月）	その他期（4月～11月）
1 種	1,188.00 円	95.28 円	84.02 円
2 種	810.00 円	99.79 円	88.52 円

主にガスヒートポンプエアコンをご使用のお客様

◎契約条件の一部変更について

- ・今までの使用区分、基本料金、単位料金及び原料費調整制度における調整単位料金の算定方法には変更ありませんが、毎月の原料価格の実績に基づいて算出する平均原料価格において、上限バンドを廃止いたします。
- ・他のガス小売事業者*への契約切り替えによる解約について規定いたします。
- ・ガス工事の申し込みは平成 29 年 4 月 1 日からは弊社の工事約款及びガス小売供給約款（ともに平成 29 年 4 月 1 日実施、平成 29 年 3 月中旬に弊社ホームページに掲載予定）に基づき、弊社へ申し込みさせていただきます。
- ・今後、契約条件を変更（契約期間に関する事項を含みます）する場合には、事前に説明を書面の交付、ホームページへ掲載、電子メールによる送信等、弊社が適当と判断した方法により行い、その変更しようとする必要事項のみを説明し、記載いたします。

◎その他

- ・今般の契約条件の変更内容をご承諾いただけない場合は、平成 29 年 3 月 31 日（現行の一般ガス供給約款及び選択約款が適用となる期間）までに弊社にご連絡ください。解約の手続きを取らせていただきます。
なお、ご承諾いただける場合のお手続きは不要です。
- ・今後、お客様が契約したガス小売事業者*の倒産等により、お客様がどのガス小売事業者からもガスの供給が受けられなくなった場合には、弊社の最終保障供給約款（弊社ホームページに掲載済み）により弊社がガスの供給をいたします。ただし、弊社の各種約款に基づく料金の未払いがある場合を除きます。
- ・インターネット環境がなく各種約款を閲覧できない場合には弊社にご連絡ください。
- ・このご案内はお客様に契約内容のご理解とガス自由化の周知を図るため、お客様には複数回（2 月と 3 月の検針時を予定）お配りいたします。

※：今のところ、弊社現供給区域における弊社以外のガス小売事業者による都市ガス販売は予定されておりません。

・上記の料金表で算定したガス料金を早取料金といい、検針日の翌日から 30 日を経過後にお支払いいただく場合は、翌々月の料金に 3% の遅取額を加算させていただきます。

・原料費調整制度により基準単位料金を調整いたします。なお、平成 29 年 4 月 1 日以降から平均原料価格の上限バンドは廃止いたします。

・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みの方法により、検針日の翌日から 50 日以内（支払期限）にお支払いいただけます。